

平成31年第3回

東大和市農業委員会議事録

平成31年3月20日

東大和市立中央公民館視聴覚室

東大和市農業委員会

平成31年第3回東大和市農業委員会議事録

- 1 日 時 平成31年3月20日(水)午後2時00分
- 2 場 所 東大和市立中央公民館視聴覚室
- 3 招 集 者 東大和市農業委員会会長 中 村 勝 司
- 4 議 事 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 会長諸報告について
日程第3 報告第7号 農地法第3条の規定による届出について
日程第4 報告第8号 農地法第4条の規定による届出について
日程第5 報告第9号 農地法第5条の規定による届出について
日程第6 議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている
旨の証明願いについて
- 5 出席委員(13名)

1番 石 原 隆	2番 石 川 文 男
3番 関 田 文 吉	4番 関 田 義 保
6番 比留間 淳 二	7番 岸 光 敏
9番 乙 幡 重 男	10番 岩 田 高 雄
11番 町 田 悦 郎	12番 中 村 勝 司
13番 森 田 良 子	14番 木 下 修 一
15番 大 羽 敬 子	
- 6 欠席委員(1名)

5番 小 林 由美子

- 7 出席した職員

事務局長 小 川 泉	係長 岩 田 豊 和
------------	------------

8 会議の結果

報告第7号～第9号について、専決処理を確認した。

議案第6号について、審議した結果、証明書を発行することに決定した。

9 会議の概要

事務局長 会議の前に、本日の出席状況につきまして報告いたします。

定数15、現員数14、14名の出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので本定例会が成立することをご報告いたします。

本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日、定例会の傍聴希望はありませんでした。

以上でございます。

(午後 2時00分)

◎開 会

議 長 では、ただいまより平成31年第3回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について、事務局より報告いたさせます。

小川事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第6までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第7号 農地法第3条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第8号 農地法第4条の規定による届出2件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第9号 農地法第5条の規定による届出4件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明書1件について、ご審議いただきます。

日程につきましては、以上でございます。

よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、3番、関田文吉委員、4番、関田義保委員の両名を指名いたします。

◎会長諸報告

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告をいたします。（会長報告）

◎報告第4号

議 長 続いて、日程第3、報告第7号 農地法第3条の規定による届出3件について専決
処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長（議事日程に基づき説明 3件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

報告第7号 農地法第3条の事案については、所有権の移転の確認ができておりますので、
受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第8号

議 長 続いて、日程第4、報告第8号 農地法第4条の規定による届出2件について専決
処理をしておりますので、ご報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長（議事日程に基づき説明 2件）

議 長 朗読及び説明いたしました。

続いて、転用の意思の確認について報告いただきます。

1番について、事務局の報告のとおりですので、省略いたします。

2番の事案について、報告をいただきます。

清水地区担当、木下委員。

木下委員 それでは、2番の事案につきまして、ご報告をいたします。

平成31年3月1日金曜日、現地にて所有者本人立ち合いのもと、転用の意思のあることを

確認いたしました。

以上でございます。

議 長 報告をいただきました。

報告第8号 農地法第4条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認します。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎報告第6号

議 長 続いて、日程第5、報告第9号 農地法第5条の規定による届出4件について専決処理をしておりますので、報告いたします。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

係 長 (議事日程に基づき説明 4件)

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第9号 農地法第5条の事案については、全て転用の意思の確認ができておりますので、受理を確認いたします。

なお、既に専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、受理を確認いたします。

◎議案第6号

議 長 続きまして、日程第6、議案第6号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い1件についてご審議いただきます。

事務局より、朗読及び内容について説明いたさせます。

事務局長 (議事日程に基づき説明 1件)

議 長 説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番の事案についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

町田委員。

町田委員 3年前も議事録には記載がないので、この3年で入ったのかもしれないんですけれ

ども、私たちが何を見て、何を判断すればいいか、明確な基準がないので、ちょっとお尋ねさせていただきたいんですが、現地においては、桜の木だとか、あと、庭木に類するようなヒバ類が植わってございましたけれども、ああいったものが、農業委員会としてどのように判断するのか、特にちょっと基準がないもんですから、わかりましたらお教えいただきたいんですが。

議 長 事務局、どうですか。

事務局長 それでは、現地調査の結果でございますけれども、先ほど、私のほうからの報告では、農地に主にクリということで省略をさせていただきましたけれども、①の農地には、枝を販売するための桜と、あとは風よけと思われるヒバ類が植えられておりましたのを確認してございます。また、②の農地の南側には、梅と桜が同じように植えられておりました。これも、ともに枝の販売であるとか、農産物生産に当たりましての風よけと思われるということで判断したところでございます。

以上でございます。

事務局長 3年前の状況でございますけれども、3年前は、報告につきまして、農地につきましてはお茶が植えられていたということで報告がされてございます。審議につきましては、その後特に何も問題点はなく、審議が終わっているところでございます。

以上でございます。

議 長 よろしいですか。

町田委員 はい。

議 長 町田委員。

町田委員 今の質問の後、ご説明いただいたんですが、特にその当初ご説明なかった理由が何かあるのかどうかということと、風よけというご判断は、いつ、どのような形で確認をされたんでしょうか。

事務局長 風よけという判断につきましては、現地のところで農地の所有者でございますご本人に、どのような意味で植えられたのかということで桜の木のことを伺った際に、風よけというふうに明らかにご本人がおっしゃったわけではございませんけれども、風よけと思われるということで判断したところでございます。

以上でございます。

町田委員 そうすると、事務局による判断ということでございますか。

議 長 休憩に入ります。

暫時休憩。

(午後 2時32分)

再開。

(午後 3時00分)

議長 では、申請番号1番の事案についてご審議いただきまして、質問がございました。ほかに質問がないようでしたら、採決いたします。証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議長 挙手多数。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

(午後 3時02分)